

Information 町民税務課

マイナンバーカードの申請はお早めに！



マイナンバーカードの申請はお済みですか？
マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として使用することができるカードです。
現在、一部医療機関において健康保険証として利用できるほか、休日にコンビニで住民票や印鑑証明書など各種証明書を取得することができます。※1

また、国では令和4年9月までにマイナンバーカードを申請した方を対象にマイナポイント事業を展開しています。

決済サービスの登録や健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行うことで、最大20,000円分のポイントを取得することができる内容となっています。



まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にカードを作ってみませんか？

最新の情報はマイナポイント事業ホームページをご覧ください！



- ③個人番号通知カード
見当たらない方も「紛失届」の提出によりお手続きが可能です。
- ④住民基本台帳カード
お持ちの方のみ回収となります。
- ⑤身分証明書 顔写真付きの身分証明書など（免許証など）1点
または顔写真のない身分証明書など（保険証、免除証明など）2点

- ・必要書類を持参し、役場窓口で申請する方は、郵送（書留）によるカード交付が可能です。
- ・スマートフォンや郵送によりご自身で申請する方は、カード交付の際に本人確認が必要です。申請から約1ヶ月程度で「交付のお知らせ」が郵送されますので、必要書類をご持参いただき、役場町民税務課窓口までお越しください。

- ※1 コンビニでの各種証明書発行は、広野町に住民登録がある方が対象となります。町外に住民登録がある方は、各自治体にお問い合わせください。
- ※2 写真をお持ちでない方で撮影を希望する方は、役場町民税務課窓口において写真撮影を行っております。お気軽にお声かけください。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

【マイナンバーカード申請に必要な書類】

- ①申請書 既にご送付されているもの。
役場窓口で再発行することも可能です。
- ②顔写真 大きさ（縦4.5cm、横3.5cm）6ヶ月以内に撮影。正面、無帽、無背景のもの。※2

Information 健康福祉課

戦没者などのご遺族の皆さまへ

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

（第11回特別弔慰金）
請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方（戦没者などの妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 戦没者などの死亡当日のご遺族で、
- 1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2. 戦没者などの子
- 3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4. 前記1～3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。）

請求窓口
広野町役場 健康福祉課

留意事項
特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 環境防災課

令和4年8月16日の盆送り供物などの回収について

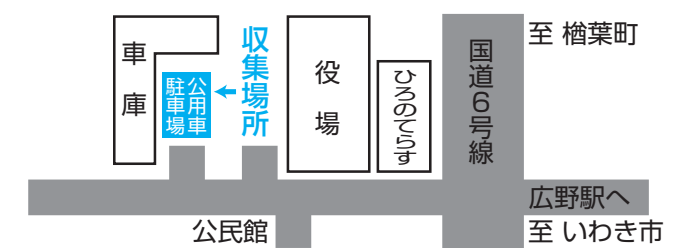
町内の河川と海岸の環境を守り、町をきれいにするために、今年も盆送りの供物などをお預かりします。預かり場所には焼香台を用意します。

また、カン、ビン、ペットボトルなどを取り除いてから持ち込むようお願いします。

期日 令和4年8月16日（火）

午前6時～午前9時まで

場所 広野町役場「公用車駐車場」



問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 環境防災課

ごみ「新聞・雑誌・段ボール・枝葉」の出し方について

出し方 「ごみ処理券」を貼付する。

- ・新聞・雑誌：高さは30cm以内とし、紐で十字に結んでください。
- ・段ボール：縦50cm 横60cm以内となるように折り畳み、厚さは20cm以内とし、紐で十字に結んでください。
- ・枝葉：1本あたりの枝の長さは50cm、直径は10cm以内。1束の直径は30cm以内とし、崩れないように結んでください。

出す日 燃えるごみの日（毎週月、木曜日）（雨天時も収集）



ごみ処理券（10枚1組）300円で販売。
販売店 広野薬局、島村金物店、四倉精肉店、堀江商店

※注意 ごみ処理券を貼付していない「新聞・雑誌・段ボール・枝葉」については回収いたしません。

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 健康福祉課

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除申請などの取扱いについて

東日本大震災による国民年金保険料の免除申請について、下記のとおり免除期間が延長されました。

- 対象となる期間
免除・納付猶予 令和4年7月分～令和5年6月分（令和4年度分）
学生納付特例 令和4年4月分～令和5年3月分（令和4年度分）

※上記の期間より前の期間について、これまでの免除などの申請をしなかった方も免除などを申請することが可能です。ただし、申請できる期間は、申請した日から遡って2年1か月前までになります。

対象となる市町村
田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの

申請に基づき国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査するとき、所得の審査をしないことになります。保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった事態が発生した場合に障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない、老齢基礎年金を将来的に受けられない可能性があります。

年金額を計算する際、免除期間は保険料を納付したときに比べて2分の1になりますが、保険料の免除や納付猶予が承認された期間は年金の受給資格期間に算入されます。また、納付猶予になった期間は年金額には反映されません。

お申し込みはお近くの年金事務所または役場窓口までお願いいたします。来庁の際は、身分証明書・印鑑・基礎年金番号の分かるもの・マイナンバーの分かるものをご持参ください。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
広野町 健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113